会社、低福祉押しつけ

課題を今後に残す

福利・厚生闘争が決裂

三池労組は、職場・地域から集約した労協、福利・厚生に関する要求を二月二十二日に会社に出して以来、執行部が本社（東京）で会社側と交渉をつづけてきたが、二十五日一部（といってもごくわずかな回答に過ぎない）の事項をのぞき、決裂を余儀なくされた。従って、多くの課題が未解決のまま今後に残されたわけである。

×

もともとこの要求は港務指導部の分も含めて、四十二項目にわたっている。すでに本紙でも明らかにしたように、要求はすべて、日ごろなお劣悪な労働条件・生活環境のなかで苦しみながら働いている三池炭鉱労働者にとっては、ことのほか切実な内容のものばかり。

ところが会社側は、組合の要求に耳をかさず、今後とも低い労働条件、劣悪な福祉条件を押しつけながらこき使う、旧来通りの態度から一歩も出ることがなかった。

交渉に当たってきた執行部の報告によれば、依然として会社にこのような前時代的な態度をとらせた根本の原因は、何といっても会社がこんどもまたはじめから三池新労組幹部を手先に使い、彼らとぐるになってきたところにある、としている。そのことがうち続く「組夫」の名で呼ばれている、社外工の人びとがいる。

つまり、資本によって、三つにバラバラにされている。それが、三池炭鉱の全労働者の現在の不幸を自ら招く結果となっている。

「だから今こそ三池のすべての労働者が新労幹部の汚れた手をハネのけながら団結する以外にない」ことを改めて考えさせている。

限り、事実会社はいつまでも悪いのままにふるまうことができる、というのである。

さて今後は？

さて今後は？

三池炭鉱には今三池労組と、大多数の労働者を、その幹部を手先に使って資本が支配する三池新労組という二つの労働者の組織がある。それに年々ふえつづけてゆく

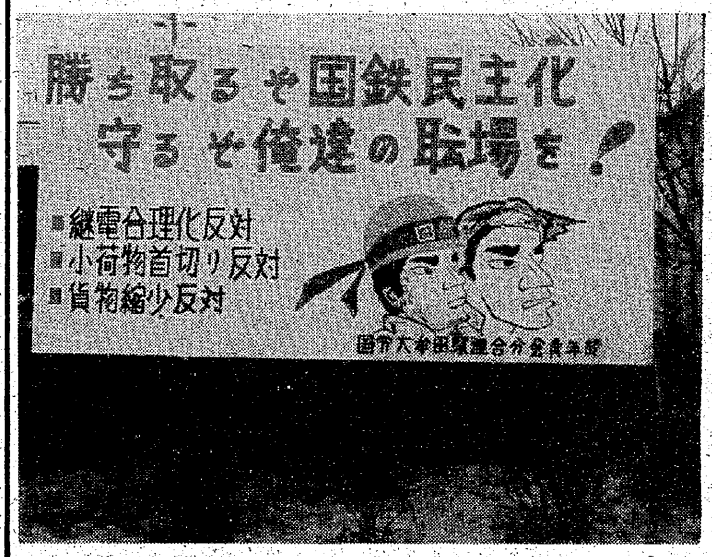

春闘に寄せる国鉄労働者の決意がみなぎる、掲示板。（大牟田駅の一番ホーム）

二月二十三日東京で開かれた。

農民春闘、労と提携し決起

労農共闘による「農民春闘」は昨年についで二年目。千人参加。

「政府・大資本に日本の食糧問題を解決する能力はない。勤労国民との提携で、日本農業の未来を開く」ことを誓った。

参議・町議選 推薦候補決る

三池労組は二月十二日の中央委員会で、きたる参議院議員選挙・地方議員選挙にそなえ、次の推せん候補を決めた。（敬称省略）

安恒良一（全国区）、小野　明（福岡）、森中守義（熊本）＝以上参議院議員、古賀義郎（三橋町議）。なお参議院議員選は六月、三橋町（山門郡）町議選は四月行われる。

みいけ

発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町2
電話 ③3033番 ③3034番
編集兼発行人　山下　開
半年間1.200円　送料共

いよいよ動き出す春闘

3月30日統一ストを

全九州が、まず制度要求で

このほど松田留吉・福岡県評事務局次長が来組、「現在九州地区がきたる三月三十日、未組織労働者の賃金引き上げそのほかの制度要求を掲げ、統一ストライキをうつ計画」でいることを説明、炭労としてもこの統一行動に参加して、春闘をもりあげる役割を果たしてほしい、ことを申し入れた。こうして、七七国民春闘もいよいよ動き出してきた。

二月二十八日福岡県評事務局次長が来組。

松田福岡県評事務局次長によれば、現在九州ブロックとして、きたる三月三十日に統一ストライキをうつ計画がすすんでいる。

それも同統一ストライキの指標は、もっぱら制度の改善に関するもの。九州ブロック独自のもので

(1)未組織労働者の賃金引き上げ。

(2)原子力船〝むつ〟の母港化反対

(3)沖縄新基法案反対。

の三つの指標になっている。「それに各単産や単組独自のかかげる制度要求を加える」、というのであった。

現に、福岡県段階独自の指標として、①身心障害者の雇用促進。②公立高校の増設。③労働運動弾圧反対――を準備中だとのこと。

右のうち、とくに九州ブロック段階の要求のなかの一つ――「沖縄新基地法案」については一言触れておかなければならない。

沖縄は、アメリカからの返還から三年たった。それと同時に、返還後ひきつづきアメリカが思い通りに沖縄の基地を使ってよい、という特別措置がぶっつり切れる。そこで新法によって、そのことをこれからも永く保障していこう、というもので、聞けばその内容が現在の条件をはるかに通り越えて改悪になっている、というのである。今でさえ極東アジアの平和に大きく脅威を与えている同基地。それをさらに思う存分に使うようにするということは、とくに九州地区の労働者として座視することは許されず、まさに重大な指標である。

ともあれこうして、春闘もいよいよ動きはじめた感がある。

組合、署名集め完遂

一兆円減税めざし 三千万置名活動進む

一兆円減税をめざす三千万署名運動が、七七国民春闘共闘会議の手で広げられている。

三池労組は同共闘会議の呼びかけにもとづきさっそく署名活動に取り組んだ結果、一日段階で二千百二十一通を集めることができた。（ただし荒尾地区労分は別）すでに、大地評のもとに提出ずみ。

もともと、一兆円減税の果たす役割は、全国民にとって非常に大きな意味をもっている。

「現在の経済、財政の危機には中期的展望に立って対処しなければならず、そのため昭和五十二年度予算は、制度改革に着手する第一年度として位置づけ、編成すべきであります」

署名を求める対政府請願は、その一節でこう述べている。要求の内容をなす具体的措置としては「減税はもとし税方式をとり、減税対象とならない少額納税者や非納税者についても、一定額の還付措置をとる」「地方財政の充実をはかるため、地方交付税率を引き上げる」「社会保障を、もっと大幅に引き上げる」「国鉄再建の費用負担を明確にし、運賃値上げの中止」などがねらい。

少くともわが国の国際貿易、経済状態から、も早や国内の需要拡大が先決条件となっていることを思うだけでも、この措置は欠くことのできない一政治施策であることは避けることができず、自民党政府とて無視することを許されぬ色を濃くしてきた。

のしいかく知恵

支払命令について―

支払命令は、貸し金とか売掛金のある債権者（金を取り立てる側）が、相手方の住所地を管轄する簡易裁判所に申し立てると、裁判所は、債務者（金を払う側）の言い分を聞くことなく、債権者の出す一応の証拠だけで債務者にその金を支払え、と命令を出すというものです。

この命令をうけた債務者が受けとった日から二週間以内に支払いをせず、また裁判所に異議の申立てもしなければ債権者はさらに三十日以内に「仮執行の宣言」、というものを裁判所に求めることができます。この請求に応じて裁判所が債務者に、「仮執行宣言付命令」を送り、債務者がこれをまた放置して二週間たつと、債権者が債務者に対し金の支払いを請求する権利が正式に認められて、裁判で確定判決がなされたのと同様になって、債権者は債務者の財産を強制執行することができるのです。

このように支払命令は、普通の裁判を起こさないで強制執行できる便利な制度ですが債務者が支払命令に対し異議がある、と裁判所に申し立てれば、すぐ普通の裁判に移ることになっています。

×

組合員の皆さん、この欄は皆さんのくらしにいくらかでもお役に立ちたいと思い、設けました。ですから、ご希望やご質問があればぜひご連絡を。

編集部